

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

告示 保険医療機関及び保険薬局の指定

国民健康保険法により国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録があつたものとみなされるもの
 国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出の受理
 療の所在地の変更
 保安林予定森林にする旨の通知
 解除予定の保安林にする旨の通知
 職業訓練指導員試験の実施

名	称	所	在	地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
村江医院		鳥取市津ノ井			内科、外科	村江 潤夫	昭和四十一年四月二十二日	乙表点数表
有限会社山田薬局		米子市道笑町二丁目				(有) 山田 兼尚		
今井薬局		境港市佐安神町一六二				今井マリエ		

鳥取県告示第二百十八号
 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

告示 示

鳥取県告示第二百十七号
 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和二十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。
 昭和四十一年四月二十六日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

より、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和

三十二年政令第八十七号) 第九条の規定により告示する。
昭和四十一年四月二十六日

氏名	住居	所	登録の記号番号	登録年月日
高橋 俊一	鳥取県鳥取市大字	鳥取 一一八九		昭和四十一年四月七日
今井マリエ	鳥取県佐治町	鳥取 一六三		八日

鳥取県告示第二百十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥取医一一八九	高橋 俊一	昭和四十一年四月七日
鳥取業 一六三	今井マリエ	八日

鳥取県告示第二百二十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに

国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により次のとおり告示する。
昭和四十一年四月二十六日

療養取扱機関名	所	在	地	申出の受理の年月日
古賀内科医院	米子市天神町一丁目五〇			昭和四十一年三月一日

鳥取県告示第二百二十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

療養取扱機関名	所	在	地	法第三十七条第五項の規定により申出した都道府県名	申出の受理の年月日
江府町国民健康保険第三診療所	尾一九四四番地二	東京	都		昭和四十一年四月二十九日

鳥取県告示第二百二十二号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十一号(麻の指定について)の一部を次のように改正する。
昭和四十一年四月二十六日

鳥取県告示第二百二十三号
昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十一号(麻の指定について)の一部を次のように改正する。
昭和四十一年四月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県宮境港魚市場 境港市栄町」を、「鳥取県宮境港魚市場 久米ヶ原土地改良事業所 境港市栄町一四〇八」に改める。

鳥取県告示第二百二十四号
次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。
昭和四十一年四月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一(一) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字坂本字坪谷奥、大字三徳字蛇谷、字三徳、大字後原字小畑谷、字丸山頭、大字神倉字山伏滝、字丹戸、大字中津字尼子、字中津、大字船山字船山谷、大字柿谷字柿谷、大字福古字福古谷、関金町大字山口字山口奥、大字今西字下雲山、大字福原字福原

鳥取県告示第二百二十三号
昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十一号(麻の指定について)の一部を次のように改正する。
昭和四十一年四月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

奥、大字明高字五十木、大字米高字後口谷、字大塚、大字小泉字小泉奥、大字野添字西嶋、東伯町大字三本杉字押手、赤碓町大字山川字船上山(以上二十三字国有林。次の図に示す部分に限る。)、東伯郡三朝町大字三徳字成谷、関金町大字野添字東谷尻、赤碓町大字山川字船上山より勝田山(以上三字国有林)

一 指定の目的
水灌のかん養

二 指定の方法
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採は、定めない。
(2) 主伐として伐採することが出来る立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
(3) 間伐その他特別の理由があると認められる場合は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

三 保安林予定森林の所在場所

西伯郡中山町大字羽田井字大滝、大山町大山字大山、岸本町大字丸山字横ヶ原(以上三字国有林。次の図に示す部分に限る。)、西伯郡岸本町大字丸山字山王一八一〇(国有林。次の図に示す部分に限る。)、日野郡江府町大字御帆字鳥ヶ山(国有林)

（二） 指定の目的
水源のかん養

（三） 指定の目的
水源のかん養

（四） 指定の目的
水源のかん養

（五） 指定の目的
水源のかん養

（一） 主伐に係る伐採種は、定めない。
（二） 主伐として伐採をすることが出来る立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
（三） 間伐その他特別の理由があると認められる場合は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部林務課、中山町役場、大山町役場、岸本町役場及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三（一） 保安林予定森林の所在場所
東伯郡東伯町大字野井倉字本谷奥（国有林。次の図に示す部分に限る。）

（一） 指定の目的
土砂の流出の防備

（二） 指定の目的
土砂の流出の防備

（三） 指定の目的
土砂の流出の防備

（四） 指定の目的
土砂の流出の防備

（五） 指定の目的
土砂の流出の防備

（三） 間伐その他特別の理由があると認められる場合は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部林務課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四（一） 保安林予定森林の所在場所
西伯郡岸本町大字丸山字横ヶ原（国有林。次の図に示す部分に限る。）

（一） 指定の目的
土砂の流出の防備

（二） 指定の目的
土砂の流出の防備

（三） 指定の目的
土砂の流出の防備

（四） 指定の目的
土砂の流出の防備

（五） 指定の目的
土砂の流出の防備

土砂の流出の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一） 主伐に係る伐採種は、定めない。
（二） 主伐として伐採をすることが出来る立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
（三） 間伐その他特別の理由があると認められる場合は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二二五号
次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
昭和四十一年四月二十六日
鳥取県知事 石 岐 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町印賀字古ヶ谷山二一〇の四、二一一の六、二一一の四

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由
道路敷地とするため

公 告

職業訓練法施行規則（昭和33年労働省令第16号）第23条第1項の規定に基づき職業訓練指導員試験（以下「試験」といふ。）を実施するので、同規則同条第2項により次のとおり公告する。
昭和41年4月26日
鳥取県知事 石 岐 二 朗

1 試験の区分及び科目
試験は、次の免許職種について、それぞれ学科試験及び実技試験を行うものとする。

学科	年 科 試 験 の 科 目	実技試験の科目
板金工	1 検査方法（製図計画、製法方法、作業分析、作業管理、労働管理、生産指導）	1 製図及び検査
	2 製造材料	2 検査及び作業
板金工	(1) 工作法（板金工作法、ろくろ工作法、製法）	3 製図及び検査
	(2) 材料（金属材料の選定、用途及び性質、ろくろ工作法）	4 検査及び作業
板金工	(3) 製図（平面図及び立体図法、展開図法）	5 検査及び作業

（注）実技試験の問題は、工場板金を対象とする。

2 試験の実施期日
学科試験 昭和41年6月28日（火）
実技試験 昭和41年6月26日（日）

3 試験の実施場所
学科試験 鳥取市東町 鳥取県庁第2会議室
実技試験 鳥取市富安 鳥取総合職業訓練所

4 学科試験又は実技試験の全部又は一部の免許

学科試験又は実技試験の全又は一部の免除を受けることができる者は、次のとおりである。

免除の種類	免除を受けることができる者	免除の範囲
前回の職業訓練指導員試験において実技試験又は学科試験に合格した者	実技試験又は学科試験の全額	
大学(旧大学令(大正7年勅令第88号)による大学又は旧専門学校(明治26年勅令第1号)による専門学校を含む。)において免許職種に関する学科又は実技を修め卒業した者	学科試験の科目のうち関連科目	

5 集合時間及び携帯品

集合時間 午前8時40分
携 帯 品 筆記用具、鞋履及び特に指定したもの(受験票交付の際に指示する。)

6 受験の申請の手続

- (1) 提出書類
- イ 職業訓練指導員試験受験申請書(職業訓練法施行規則第25条に規定する様式によること。)
 - ロ 履歴書
 - ハ 戸籍謄本又は戸籍抄本
 - ニ 写真(名刺型とし、申請前6月以内に撮影した正面脱帽半身像で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)
 - ホ 学科試験又は実技試験の全額又は一部の免除を受けようとする者については、4の彼の免除を受けることができる者の圖に掲げらるるに該当することを証する書面
- (2) 書類の提出先

鳥取市東町1丁目220 鳥取県商工労働部職業安定課

(5) 書類の受付期間

昭和41年5月6日から昭和41年6月5日まで(郵送の場合は、受付期間の最終日までの消印のあるものは有効とする。)

(1) 受験手数料

次に掲げる試験区分に該当し、それぞれに相当する額の鳥取県収入証紙を受験申請書の収入証紙はりつけ欄にはりつけて納付すること。なお、申請書の受付後は、申請を取消した場合又は受験しなかつた場合でも返還しない。

試験区分	学 科 試 験	実 技 試 験
免許職種	500円	700円
概 金 工		

(5) 受験票の交付

受験申請書を受理したときは、受験票を交付する。

7 合格者の発表

合格者の氏名は、昭和41年7月上旬に鳥取県公報に登載するとともに、合格者に通知する。

8 欠格者

次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 禁治産者及び準禁治産者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、取消しの日から2年を経過しない者

9 その他

- (1) 受験申請書用紙は、鳥取県商工労働部職業安定課で交付する。
- (2) その他不明な点は、鳥取県商工労働部職業安定課にお問い合わせると。